

西宮市利用者支援事業実施団体指定審査会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、西宮市利用者支援事業（以下、事業という）を実施する団体の指定を行うため、事業を実施しようとする団体（以下、「応募者」という。）から提出された計画書等により応募者の事業における企画・実施能力等を審査する西宮市利用者支援事業実施団体指定審査会（以下、「審査会」という。）を設置し、その運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所管事務)

第2条 審査会は、応募者の作成した事業計画等を審査し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 審査会の委員は、子育て支援部長、子育て事業部長、保健所副所長（利用者支援事業こども家庭センター型所管）、の計3名で構成する。

2 会長に子育て支援部長、副会長に子育て事業部長をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、事業の実施団体を指定し、市長への報告をもって終了するものとする。

(会長及び副会長の職務)

第5条 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第6条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審査会は、審査にあたって、必要な場合には応募者を出席させて事業計画についての説明を求めることとする。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、こども支援局子育て支援部子育て総合センターにおいて処理す

る。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか審査会の運営について必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

付則

この要綱は、平成30年6月15日から施行する。

付則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。